

※裏面では「市役所での主な手続き」を掲載しています。



真庭市おくやみ手続きのご案内



おくやみ手続きでは、市内に住民登録があったご家族等の身近な方が亡くなられた際、ご遺族による市役所での様々な手続きの不安や負担を軽減するため、必要となる手続きの案内・受付をワンストップで行っています。

例えば・・・

健康保険(国民健康保険・後期高齢者医療)、介護保険、年金、各種税金、上下水道などの手続き案内、申請書の作成補助、受付

事前予約制【おくやみ手続き予約方法のご案内】

下の QR コードを読み込んでいただき来庁予約及び準備物の確認をお願いします。

※予約者は、実際に来庁されて手続きされる方の名前でお願いします。

※戸籍に死亡が記載されるのは死亡届の提出から1～2週間後となりますので
ご注意ください。

【手続きしていただける方】

故人のご遺族又はその代理人(※代理人の場合は委任状が必要になります)



おくやみ手続き QRコード



24時間予約可能です

※QRコードの読み込みが出来ない場合は死亡届を提出された市役所又は振興局への電話予約をお願いします。
(但し、市役所の開庁時間内に限ります。)

電話番号 (北房振興局)0866-52-2113

(勝山振興局)0867-44-2925

(美甘振興局)0867-56-2611

(本庁舎 市民課)0867-42-1112

(落合振興局)0867-52-1111

(湯原振興局)0867-62-2011

(蒜山振興局)0867-66-2510

ご遺族の方へのご案内

謹んでお悔やみ申し上げます。亡くなられた後の手続きが必要な主なものは下記のとおりです。市民課もしくはお近くの振興局で手続きをお願いいたします。(郵送での手続きも可能です。)

なお、戸籍に死亡が記載されるのは死亡届の提出から1～3週間後となりますのでご注意ください。

	項目	手続きの内容等
	後期高齢者医療保険 真庭市国民健康保険 に加入していた場合	①葬祭費の申請 【必要なもの】葬儀を執り行った方の金融機関の通帳、認印 ②相続人代表者の届出 【必要なもの】相続人代表者の金融機関の通帳、認印 ※保険証を回収いたします。(市民課：0867-42-1112)
	その他の医療保険 に加入していた場合	加入していた医療保険者(協会けんぽ、共済組合、国保組合等)にお問い合わせください。
	介護保険被保険者に該当して いた場合	相続人代表者の届出 【必要なもの】相続人代表者の金融機関の通帳、認印 ※介護保険証を回収いたします。(高齢者支援課：0867-42-1074)
	国民年金・厚生年金・共済年金 を受給もしくは加入していた場 合	①未支給年金・死亡一時金のお手続きの場合 【必要なもの】請求者の通帳、請求者のマイナンバーがわかるもの、請求者と死亡者の続柄がわかる戸籍、第三者の証明(別居、事実婚関係)、年金証書(受給者)もしくは年金手帳(加入者) ②遺族年金のお手続きの場合 【必要なもの】請求内容により異なるため、お手続き時にご案内をいたします。 ※年金の種類によっては、年金の支給元でお手続きが必要な場合があります。 ※請求者は、生計同一関係のある優先順位が高い方になります。 ※請求者のマイナンバーの記載がない場合、住民票(世帯全部)の添付が必要となります。 ※代理の方の手続きの場合、委任状が必要となる場合があります。 (市民課：0867-42-1112)
	農業者年金を受給もしくは加 入していた場合	農協本店または各支店にご相談ください。
	国民年金基金を受給もしくは 加入していた場合	国民年金基金には「地域型」と「職能型」があります。下記によりご相談ください。 ◆「地域型」に加入されていた場合 お客様相談センター 0570-008-002 又は 03-6804-2202 ◆「職能型」に加入されていた場合 該当する基金
	印鑑登録をしていた場合	登録が廃止となりますので、印鑑登録証を回収いたします。
	単県医療受給資格者に該当し ていた場合(心身障害・ひとり親・ 乳幼児)	相続人代表者の届出 【必要なもの】相続人代表者の金融機関の通帳、認印 ※受給資格者証を回収いたします。(市民課：0867-42-1112)
	身体障害者手帳・療育手帳・精 神障害者保健福祉手帳等を所 持していた場合	手帳返還の届出 【必要なもの】認印 ※手帳を回収いたします。(福祉課：0867-42-1581)
	固定資産税、国民健康保険税、 軽自動車税、市県民税、上下水 道料金等	相続人の届出・名義変更・登録口座の廃止等 【必要なもの】相続人の金融機関の通帳、認印、本人確認書類 (税務課：0867-42-1114)(上下水道課：0867-42-1108)
	農地の権利者であった場合(所 有権 など)	権利者の死亡に伴う「相続」「遺産分割」などによって農地法の許可を要せずに権利を取得した場合は、農業委員会にその旨を届け出てください。 (真庭市農業委員会事務局 : 電話 0867-42-1676)
	森林の権利者であった場合(所 有権 など)	権利者の死亡に伴う「相続」「遺産分割」などによって、新たに森林の土地を取得した場合には届出が必要です。複数の方が権利を取得した場合には、個々に、又は連名で届出を行ってください。 (林業バイオマス産業課 : 電話 0867-42-5022)
	不動産の相続登記	不動産(土地及び建物)を所有していた場合、早めの相続登記をお勧めします。詳しくは岡山地方方法務局又は岡山県司法書士会のホームページをご覧ください。
	真庭ひかりネットワークに加入 していた場合	告知端末の設置など真庭ひかりネットワークに加入されていた場合は、真庭いきいきテレビで名義変更等の手続きが必要となります。 (真庭いきいきテレビ：0867-42-7200)

※その他の手続きについては、それぞれ関係課にお問い合わせください。

(R5.4)